

「Active Directory システム更改業務」 書類審査型プロポーザル実施要領

1. 摘要

本要領は、「Active Directory システム更改業務」を委託する事業者を書類審査型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

「Active Directory システム更改業務」

(2) 業務内容

本業務は、庁内情報システムの認証基盤である Active Directory を更改し、利用者認証及びアカウント管理機能の安定的な運用を確保することを目的とする。あわせて、現行環境の保守終了に伴う障害リスクを低減し、庁内業務の継続性及び情報セキュリティの確保を図るものである。

(3) 見積上限額

金 6, 017, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(4) 業務期間

- ・構築期間：契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで
- ・運用期間：令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで（60 ヶ月）

(5) 委託者選定方式

公募による書類審査型プロポーザル方式

3. 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当したために競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 御浜町の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 三重県内の地方公共団体等からの受託により、本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については本社、支店又は営業所等を問わず事業者全体としての実績を含むものとする。
- (13) この要領を告示した日現在、御浜町入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に「情報処理業務」及び「システム開発・管理」業務について掲載されている者であること。

4. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

5. 手続き等

- (1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

御浜町役場 総務課情報係

電話番号：05979-3-0505

ファクシミリ：05979-2-3502

電子メールアドレス：m-joho@town.mihama.mie.jp

- (2) 参加表明書（様式1）の提出期限

ア 提出期限

令和8年9月24日（木）15時

イ 参加表明時の提出書類

①参加表明書（指定様式1）

②参加資格を有する旨の申出書（指定様式2）

ウ 参加表明書等の提出方法

「イ 参加表明時の提出書類①～②の書類」について電子メールで送信すること。

※押印済書類をPDF化し、送信する。

※原本は書類審査型プロポーザル企画提案書等提出（令和8年10月7日（水）15時）に合わせて送付すること。

（3）現地確認について

本業務への参加を希望する事業者は、下記により参加表明書を提出のうえ、現地確認に参加することができる。

現地確認は、令和8年9月14日（月）から令和8年9月24日（木）までの期間において、当町担当者と日時等を調整のうえ、個別に実施するものとする。

なお、現地確認への参加は必須ではない。

（4）質問の受付

ア 提出期限

令和8年9月24日（木）15時

イ 質問方法

「質問票」（指定様式6）に質問事項を記載のうえ、電子メールで送信すること。

ウ 回答方法

質問票で出された質問事項を取りまとめて、令和8年9月28日（月）までに参加表明書を提出した者に電子メールにて回答する。なお、質問者名は公表しないものとする。

（5）企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年10月7日（水）15時

イ 提出書類【原本1部とコピー5部】

①参加申込書兼事業者概要書（指定様式3）

②類似業務受注実績（指定様式4）

③委託業務実施体制（指定様式5）

④企画提案書（任意様式）

⑤見積書（任意様式）

・宛先は、「御浜町長 大畑 寛」

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

（各項目の単価が判断できる内容とする）

ウ 「イ提出書類④企画提案書」の内容

①業務方針・業務コンセプト

「Active Directory システム更改業務 仕様書」の内容に基づき、本業務の実施方針、業務支援の特徴を記載してください。（任意様式：A4 10ページ以内）

なお、以下の項目については、必ず記載してください。

1. システム全体構成・提供形態

全体構成図（ネットワーク・閉域接続方式を含む）、および提供形態の詳細（データセンタ／クラウドサービス及びその所在（設置・データ保管場所））

2. 既存 AD 設定の引継ぎ・検証

既存の OU（組織単位）・GPO（グループポリシー）・セキュリティグループの引継ぎ方法と引継ぎ後の確認方法。あわせて、当町の運用実態や将来的な運用性・拡張性・保守性を踏まえた改善の余地があれば、任意で提案すること

3. 移行手順（ドメイン継承・既存 FS 連携・DNS）

現行ドメイン・DNS（名前解決）・既存 FS（Windows）のアクセス権（NTFS・共有権限）を引き継ぐ移行について、主要な作業手順、各工程の認証影響・停止時間、移行スケジュール及びトラブル発生時の対応方針を示すこと

4. 非機能・互換性・運用

可用性（冗長構成・障害時の切替動作を含む）・性能・セキュリティの実現方式（根拠・実績を明示）、新 DC と既存 FS（Windows）との互換性、および保守運用体制・SLA（サービス品質保証）など

※ なお、各項目において、当町の状況（約 150 ユーザ・16 部局・1 拠点・LGWAN 環境・少人数運用・既存 FS 延長利用）を踏まえた独自の工夫・企画提案があれば併せて記載すること（任意）

②事業者概要及び特徴（任意様式：A4 2 ページ以内、会社パンフレット等がある場合は併せて提出すること）

なお、必要に応じてプライバシーマークの取得や社内の情報セキュリティ体制など、事業者の安全管理体制について記載すること。

③業務スケジュール（任意様式：A4 2 ページ以内）

エ 提出方法

郵送又は持参

オ その他の留意事項

①提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

②提出書類の虚偽があった場合は失格とする。

③提出書類は返却しない。

④同一の申込者から複数の企画提案書の提出は認めない。

（6）要領等の配布

ア 要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法

当町ホームページよりダウンロード

イ 配布期間

令和8年9月14日（月）から9月24日（火）まで

6. 書類審査型プロポーザル委託事業者の選定

ア プレゼンテーション

実施しない

※ただし、提案内容について書面のみで判断がつかない場合は、電話にて照会を行う場合がある。

イ 資格審査

提出された参加申込書等に基づいて参加資格要件を確認し、その結果を書面により通知する。

ウ 審査委員会

町は、次の事項を審査するために、「Active Directory システム更改業務」書類審査型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

- 提案書を選定するための評価基準の設定

- 最優秀提案事業者の選定

エ 審査委員会の組織運営

審査委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- ① 委員定数は、5名とする。
- ② 委員会は、委員長を含む委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- ③ 審査委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。
- ④ 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

オ 審査委員会

参加事業者より提出された提案書類等の内容を「7. 評価基準」に基づいて審査し、総合的に最も優れた事業者を選定し、町長に報告する。

①審査会日時：令和8年10月中下旬予定

カ 優先交渉権者の決定

町長は、審査委員会の選定結果を踏まえて、合計評価点が最も高い参加事業者を優先交渉権者に決定し、随意契約の交渉を行うものとする。

優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結する。

なお、本プロポーザルの参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会の評価点数の平均が70点以上の場合は、優先交渉権者とする。

最終結果は、申込者全員に令和8年10月下旬から11月上旬（予定）に書面で通知する。

また、優先交渉候補者については、速やかに町ホームページにおいて公表する。

7. 評価基準

審査会に際しては、概ね以下の点を基準とし、総合的に審査する。

当町の状況（約150ユーザ・16部局・1拠点・LGWAN環境・少人数運用・既存FS延長利用）を踏まえた具体的な提案を高く評価する。

ア 移行の確実性・スケジュール（10点）

- ・令和9年3月1日稼働に向けた確実な工程・体制

- ・ドメイン継承方式での無停止（短時間停止）移行手法、切戻し計画、リハーサル、遅延リスクへの挽回策

イ 導入・保守体制（10 点）

- ・自治体・LGWAN 環境の特性を踏まえた支援体制・障害対応体制

ウ 運用・セキュリティ（20 点）

- ・LGWAN 環境における効率的な運用（更新適用・監視・保守）
- ・少人数運用を前提とした省力化・自動化、認証基盤としてのセキュリティ強化

エ 現状分析と中長期を見据えた付加価値提案（40 点）

- ・当町の ICT 環境・運用実態の分析を踏まえた最適化
- ・既存 FS、他関係システム等との連携・整合性向上、既存資産の有効活用

・認証基盤を起点とした中長期的な ICT 環境（ID 管理の高度化・多要素認証・将来の FS 更改等）の展望を見据えた発展性のある提案

オ 経費見積額（20 点）

提案内容と事業費の合理性及び適正性

8. その他

ア 本業務に参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本業務に係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。

ウ 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

エ 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

オ 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。

また、町民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

カ 選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

キ 募集及び契約について、町の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。

ク 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、町の指示に従うこと。

ケ 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。

コ 電子メールの通信事故等について、当町はいかなる責任も負わない。

サ 委託者から提供する資料は取り扱いに注意するとともに、無断で本業務に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

シ 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は担当課と調整のこと。）

ス 本業務にあたり、知り得た当町に関する全ての情報は本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

セ 本業務にあたり、町から提供を受けた資料等については、その重要性を十分認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故がないよう十分に注意しなければならない。

また、貸与資料が必要なくなった場合、又は町から返却の請求があったときは、直ちに貸与資料を返却もしくは廃棄するものとする。